

# 忘れず投票を

## 最高裁の裁判官国民審査

九月十一日(日)は、「衆議院議員総選挙」「最高裁判所裁判官国民審査」の投票日です。これは国政の行方をわたしたちが決める大切な選挙。あなたの貴重な一票を決して無駄にせず、必ず投票しましょう。

問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 6742へ。

### 3つの選挙順番に

#### 投票所は99カ所に

##### 選挙の日程

公示日＝8月30日 投票日＝

9月11日

##### 衆議院の選挙区

小選挙区群馬県第一区＝本市、桐生市の一部、沼田市、勢多郡、利根郡 比例代表北関東選挙区  
＝群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県

##### 投票時間・投票所

時間＝午前7時～午後8時(一部の投票所で閉鎖時刻を繰り上げ) 投票所＝市内九十九カ所(入場券に施設名を記載)

##### 投票できる人

すでに本市の選挙人名簿に登録されている人(一部転出者を含む)と今回、新たに次の要件を満たし名簿に登録された人  
要件＝昭和60年9月12日以前に生まれ、平成17年6月1日以前から本市の住民基本台帳に引き

続き記録されている市外へ転出した人

本市の選挙人名簿に登録されている人で、本市から転出し、転出先の住民期間が三カ月未満の人は、本市に住んでいたときの投票所で投票。また、投票日にその投票所へ行けない人は期日前投票もできます。なお、該当すると思われる人へ「投票方法のお知らせ」を郵送します。

##### 代理投票

体が不自由で字を書けない人には、投票所の係員が代わって記載し、投票することができません。投票の秘密は厳守します。

##### 点字投票

目の不自由な人は点字で投票できます。点字投票用紙と点字器をお渡ししますので、投票所係員にお話してください。

##### 選挙の方法

小選挙区比例代表並立制です。小選挙区選挙＝一選挙区から一人の議員を選出(本県に五つの選挙区があり本市は桐生市の一部、沼田市、勢多郡、利根郡とともに第一区) 比例代表選挙＝全国を十一の選挙区(ブロック)に分け政党の得票数に応じて議員を選出(本県は茨城県、栃木県、埼玉県からなる北関東選挙区に属し定数二十一人)

##### 定数

四百八十人(小選挙区選挙三百人、比例代表選挙百八十人)

### 投票の方法・順序

衆議院議員小選挙区と比例代表は自書式。最高裁判所裁判官国民審査は記号式。次の順序で投票します。

初めに衆議院「小選挙区」の投票用紙を渡します。記載台で「候補者名」を記入し投票箱へ。次に衆議院「比例代表」の投票用紙と「国民審査」の投票用紙を同時に渡します。「比例代表」には「政党等名」を記入し、「国民審査」にはやめさせた裁判官の上欄に「x」を記入し、それぞれ別の投票箱へ入れてください。

### 入場券発送しました

#### 8月26日から

投票の資格がある人に投票所入場券を郵送。ただし、投票日に選挙権がなければ投票できません。入場券は八月二十六日から順次発送(二人以上の選挙人がいる世帯は封書で)しました。入場券が届かない時は、市民課入場券担当係 8906106へ連絡してください。また、投票日に投票所でも再発行します。紛失した人も含め、係員にお話してください。

なお、入場券は白色紙に茶色のインクで印刷されていますが、同じ施設内に二つの投票所がある時は、片方の入場券が一部桃色になっています。該当する投票所は次の五カ所です。

### 期日前投票を

投票日に次の理由に該当すると見込まれる人は、事前に期日前投票ができます。なお、四会場ありますが、入場券に記載されている場所に限りません。

親族の冠婚葬祭や仕事がある レジャーや買い物などで投票区域外にいる 疾病、負傷、妊娠などのために歩行が困難  
日時＝衆院選 9月10日 まで  
国民審査 9月4日～10日、午前8時30分～午後8時  
会場＝市役所12階市民ロビー(次の三地区以外の有権者)、大胡・宮城・粕川地区の各支所(それぞれの地区の有権者) 用意する物＝入場券(届かなかつたときは再発行します)



入場券はハガキか封書で